

全建総連発第 62-139 号
2022 年 4 月 4 日

各県連・組合 殿

全国建設労働組合総連合
中央執行委員長 中西 孝司
社会保障対策部長 松尾慎一郎

2023 年度の国保組合予算確保に向けた、夏の ハガキ要請行動の取り組みについて

連日のご奮闘に対し、敬意を表します。

さて、2022 年度政府予算は 3 月 22 日、参院本会議で自民、公明両党と野党の国民民主党などの賛成多数で可決・成立しました。国保組合関係予算は 2682.7 億円で、一人当たり医療費の伸びを 21 年度比 0.3%増と見込ませること等により、国保組合の現行補助水準を確保できる見通しとなりました。

国保組合関係予算をめぐる情勢は、社会保障関係費の削減が強く叫ばれるなど、厳しい状況にあります。こうした中において、現行補助水準の確保という成果を築いた大きな要因は、コロナ禍にありながらも感染対策を講じながら各組合の実情に応じて取り組み、夏秋合わせ 242 万 5008 枚(夏 119 万 3118 枚、秋 123 万 1890 枚)の投函となった、ひとりひとりの仲間が参加するハガキ要請行動等の到達によるものです。

2023 年度の国保組合関係予算確保に向けても、新型コロナウイルス対策による財政への影響あるいは社会保障費の自然増抑制の動きなど、厳しい状況になることが懸念されます。

引き続き、新型コロナウイルス感染対策に十分対応いただきながら、各県連・組合の実情に応じた形で、私たちの社会保障の要である建設国保の現行補助水準を確保するため、下記の要領でハガキ要請行動(夏)に取り組むこととします。

— 記 —

1. 取り組み期間

集中投函期間を7月22日(金)～7月29日(金)とします。

※ 7月29日開催予定の予算要求中央行動(厚労省要請)を踏まえた投函期間としています。全建総連の組織的な取り組みであることを強調するために、この期間内にハガキの投函を集中させてください。

2. 投函目標枚数

組合員本人はもちろんご家族の協力も得て、組織人員(2021年12月末現在)の2倍を目

標とします(各県連・組合の目標枚数は【別紙1】ハガキ要請目標数22.4.4参照)。

3. 要請先 厚生労働省 〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局長 殿

厚生労働省大臣官房審議官医療保険担当 殿

厚生労働省国民健康保険課長 殿

厚生労働省国民健康保険課長補佐 殿

※ 夏のハガキ要請先は、上記で統一して下さい。(役職名だけで結構です)

4. 要請内容 (文例)

厚労省への要請は、以下の文例を参考に、必ず自筆で各自の気持ちをこめて記載してください。

<p>私は〇〇県で大工をしています。建設国保は命と健康を守る大切な制度です。 私たちの建設国保への補助金は、現行補助水準を確保して下さい。</p>

5. 注意

① ハガキ要請行動は、厚労省に私たち(国保組合の被保険者)の存在(要求)を示し、国保組合制度の必要性和「自分たちの健康保険」として、私たちがいかに運営努力しているかを訴え、建設国保に対する現行補助水準の確保を要請するために行うものです。

ハガキ要請に対し、2019年7月31日に実施した厚労省保険局要請で熊木国保課長は「厚労省の人間は『命と健康を守ることが使命』として働いている。現場の実態を聞くことで確信を持って仕事や財務当局との交渉に臨むことができる。そういう意味でハガキはありがたい」。同年11月27日に実施した厚労省保険局要請で森山国保課長補佐からは「ハガキは全建総連の要望を後押しするものと思っていたが、実は私たちが後押ししてくれているものと改めて感じた」。2020年7月29日の厚労省保険局要請で眞室国保課長補佐からは「たくさん届いており、目を通すと、建設国保は命と健康を守る大切な制度で『職人の命の綱』と書かれている。毎年継続して取り組みがされ、強い気持ちだと理解している。皆さまからの思いをしっかりと受け止め尽力したい」。

直近の2021年12月3日の厚労省保険局要請で森田国保課長からは「建設国保は『命と健康を守る最後の砦』とのことが直筆で書かれ、大変多くの方から届いている。重く受けとめたい」。12月13日の吉田厚労事務次官との懇談では「すごい数の取り組みで、全建総連の底力を感じる。引き続き、丁寧に対応していきたい」との感想が語られて

います。

厚労省では、私たちの要請ハガキを担当部署の職員がチェックしています。加入資格外の職業名の記載や切手の貼ってないハガキ、要請内容が国保予算確保の趣旨にそぐわないハガキについては、全建総連に連絡が来ることもあります。これでは、せっかく投函したハガキも無駄になり、私たちの熱意を訴えることにつながりません。ハガキの枚数とともに、ハガキ1枚1枚の質の向上も重要です。厚労省の担当者の心に響くように、私たち建設労働者・職人の窮状を切実に訴えかける内容に文例を工夫して要請してください。

② 裏面の要請内容については必ず手書きとしてください。

③ ハガキ料金は2019年10月1日より63円に料金改定されています。料金不足や切手の貼っていないハガキ、また料金別納郵便のハガキを個人で投函してしまうことのないように、十分な注意喚起をお願いします(この間、厚労省より注意を受けています)。

④ ハガキの中には、ご家族の方がご自分の職業を記入している場合が、ときどき見受けられます。「私は飲食店を営んでいます」「私はタクシー運転手です」などと書いてしまったら、建設国保に無関係な人物が、私たちの組合に加入しているかのような印象を与え、せっかくのハガキ要請行動が逆効果となってしまいます。

ご家族の方にハガキを書いていただく場合には、「私の夫は△△県で大工をしています～」 「私の父は△△県の塗装工です～」 というように、組合員本人が建設国保組合に加入していることが、具体的にわかるような書き方をしてください。

各県連・組合におかれましては、以上について、十分注意していただくよう周知並びに点検をお願いいたします。

なお、ハガキ要請の集約につきましては、【別紙2】報告書に記載の上、8月5日(金)までに社会保障対策部にメール(syakaihosyou@zenkensoren.org)にて、ご回答いただきますようご協力よろしくお願いします。

以上

※地元国会議員要請行動の取り組みにつきましては、5月開催の中央執行委員会での確認を経てからお知らせいたします。